

国民健康保険税 標準保険税率の算定誤りについて

1 経緯

国民健康保険事業の財政運営の責任主体である三重県は、毎年度、県内全体の保険給付費の見込みを立て、その財源となる市町からの国民健康保険事業費納付金の額を被保険者数、所得水準等を考慮して決定するとともに、市町が納付金を納めるための国民健康保険税を確保できるように市町ごとの標準保険税率を算定・提示しています。

令和8年1月29日には、本算定結果として令和8年度の標準保険税率確定値が示されたことから、市では、亀山市国民健康保険運営協議会での議論を踏まえ、保険税率改定のため、亀山市国民健康保険税条例の一部改正案を令和8年3月定例会に提案いたしました。

そのような中、2月24日付け県事務連絡により、「子ども・子育て支援納付金分」の標準保険税率について、算定誤りがあったことが通知されました。

2 算定誤りの原因及び内容

算定誤りの原因は、標準保険税率の算定の基礎となる所得総額のデータ入力誤りによるもので、本来ならば直近過去3年分の所得総額を3で除するところ、「子ども・子育て支援納付金分」が新制度であることに加え、算定方法の理解不足もあり、直近過去1年分を3で除して算定したため、所得割率が下表のとおり高く（約3倍）設定されました。

「子ども・子育て支援納付金分」標準保険税率

区 分	1月29日時点 (誤)	2月24日時点 (正)	【参考】 市条例改正案
所得割率	0.74%	0.25%	0.7%
被保険者均等割額	1,106円	1,097円	1,200円
世帯別平等割額	727円	722円	600円
18歳以上均等割額	86円	86円	90円

3 被保険者への影響

亀山市国民健康保険税条例の一部改正案による令和8年度の税率改正案は、基金の取崩しを見込んだ上で被保険者の保険税負担を令和7年度と同程度になるよう設定しており、「子ども・子育て支援納付金分」で新たに増加する分については、「医療分」を引き下げることで調整を図っていることから、提案している税率によっても被保険者の負担に影響はありません。

		負担基準（令和7年度と同程度）	
		子ども・子育て支援納付金分	調整
医療分		医療分	
後期高齢者支援金分		後期高齢者支援金分	
介護納付金分		介護納付金分	
令和7年度		令和8年度（案）	